

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

75歳以上の市民の4人に1人は介護保険の要支援・要介護認定を受けています。また、高齢者のいる世帯の状況も、めまぐるしく変化しており、介護保険制度が始まった平成12（2000）年から平成27（2015）年の15年間に、1人暮らし高齢者は2.5倍に、高齢夫婦世帯は1.8倍に増加しています。

このような高齢化・長寿化の進展、世帯状況の変化などは、生活の様々な分野に影響を及ぼし、家族や地域のあり方を含め、社会経済全体を変えることとなります。特に、増加し続ける要介護高齢者への対策は、国と地方自治体の最も重要な課題の1つであり、介護問題は、高齢者のみならず、すべての市民にとって大きな不安要因となっています。

介護保険制度は、サービスの受給者数や利用量が増加し、制度は完全に私たちの生活に定着してきました。その一方で、介護保険にかかる費用は急速に増大しており、現在の制度のままでは保険料の大幅な増加など、制度の持続可能性が課題となってきています。

2 地域包括ケアシステムの強化を目指した新たなステージ

こうした背景のもと、平成29（2017）年5月26日に、介護保険法等を改正する法律（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」）が成立し、介護保険制度は平成30（2018）年度から新たな段階を迎えることとなります。

この改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることを目的とするものです。

<地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要>

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
- ②医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
- ③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- ①2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げ（介護保険法）
- ②介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

3 計画策定の趣旨

本市では、「第6次高浜市総合計画」（以下、「総合計画」という。）において「一人ひとりがいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるよう、お互いを尊重し、助け合いながら、あたたかく包み込む“大家族”を創っていきます」を福祉・健康分野の基本目標として掲げ、これを具現化するために、「第6期高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」（以下「第6期計画」という。）を策定し、高齢者施策をはじめ各種福祉施策を包括的に推進してきました。

第6期計画の期間が平成29（2017）年度で終わるため、制度改正により示された平成37（2025）年の社会保障制度のあり方を見据えながら、引き続き、総合計画に掲げられた目標を具現化するために「第7期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）を策定しました。

なお、高齢者の自立支援を前提に＜高齢者保健福祉＞施策を推進し、高齢者ができる限り＜介護保険＞サービスに頼らず地域で暮らし続けられることを目指し、「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」ではなく「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」としています。

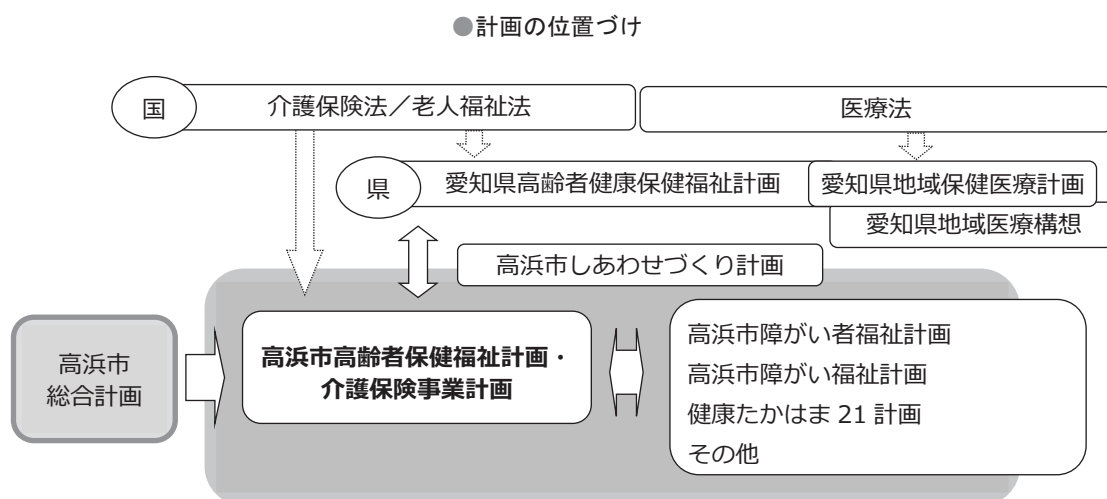
4 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画および介護保険法第117条に定められている市町村介護保険事業計画を一体化した計画です。

(2) 関連計画との関係

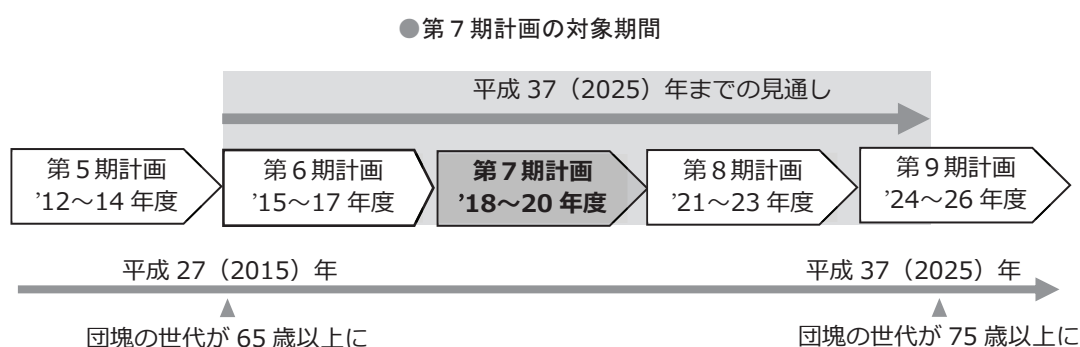
本計画は、「高浜市総合計画」「高浜市しあわせづくり計画（高浜市地域福祉計画）」「高浜市障がい者福祉計画」「健康たかはま21計画」等、市の関連計画並びに「愛知県高齢者健康保健福祉計画」「愛知県地域保健医療計画」「愛知県地域医療構想」といった県の関連計画等との整合性を図り策定しました。



5 計画の期間

本計画は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3か年間を計画期間とします。

ただし、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に到達し、介護需要のピークとなる時期を視野に入れながら、中長期的な視点で、平成37（2025）年度の推計を行いました。



6 計画の策定体制とニーズの把握

(1) 策定体制

① 高浜市介護保険審議会

介護保険および高齢者保健福祉施策の円滑な運営を図るためには、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ市民、学識経験者など幅広い関係者の参画による高浜市介護保険審議会を本計画の審議機関として設置し、審議しました。

② 介護保険事業計画策定ワーキングチーム

介護保険サービスの利用者と直接接し、制度の問題点や本市の課題について把握しているサービス提供事業者が主体性を発揮し、保険者である市と協働して介護保険事業の推進を図る契機となるよう事業者中心のワーキングチームを設置し、その意見を審議会へ提言しました。

(2) ニーズの把握

計画の策定にあたって、対象となる市民の健康状態や生活習慣、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズ等を把握するために、一般高齢者と要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅の要介護認定者とその家族を対象とした「在宅介護実態調査」、「施設利用者調査」および「介護支援専門員調査」を実施しました。